

もっと知ろうよ ICA (1) 沿革と概況

国際化時代といわれている。文書館や史料保存の分野でも国際交流が盛んだ。この文書館と史料保存の国際組織がICAである。

さて、このICAはInternational Council on Archivesの略称だ。ご存じのとおり、全史料協ではICAに「国際文書館評議会」という訳語をあてている。日本を代表する文書館専門団体として全史料協がICAに加盟したのは、1986年。1977年には国立公文書館が国を代表する文書館として加盟した。

ICAは1948年に正式に発足した。文書館の国際組織設立の構想はアメリカ国立公文書館長が早くから提案していた。1947年のユネスコ第2回総会で文書館の決議で国際組織の提案があり、採択された。この決議に基づきユネスコがICA設立のため会議を召集したのが1948年6月である。会議は6月9～11日の3日間開催され『国際文書館評議会規約』が採択された。ICAはこの時から正式に国際組織として発足した。2年後の1950年8月に召集された運営会議では最初の規約改正が行われ、以来今日のICA規約に至るまでICA大会の度に開催されるICA総会で、合計10回の修正が繰り返されている（最新のICA規約は『藤沢市文書館紀要16』参照）。

ICAの会員は、A. 国を代表する文書館、B. 全国的文書館専門家協会、C. 文書館及び文書館機関、D. 個人、E. 名誉会員（個人）の5種類の会員で構成される。1993年現在、A会員149国／地域の184機関、B会員49団体。2、3年前まではA会員が130前後だったが、旧ソ連の消滅と共に急激に会員国が増加した。

新会員国の中には、今も戦火に晒されている東欧諸国が名を連ねている。ICAの会合に参加し、戦火による記録の危機をあらゆる機会をとらえて強く訴えかけるこれらの国々の姿勢には、国のアイデンティティを守り抜こうとする迫力がある。こんな状況下では、公文書館専門職員の仕事は「歴史資料を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるのか」という判断を行うために必要な調査研究」ではない。どうやったら史料を救えるか、どうすれば史料を失わずに済むのか、これが当面の課題なのである。

このような問題に直面しているアーキビストが存在する。このことは、ICAがあって初めて実感できる。そしてこの状況の違いを知ることから、私たちの身辺状況に対する評価も変る。ICAの存在意義はここにある。

（小川千代子・国際資料研究所）